

令和 8 年 7 月 23 日

令和 8 年度第 2 回及び第 3 回茨城地方最低賃金審議会の開催について

標記会議を、下記のとおり開催します。

同審議会を公開としますので、傍聴を希望される方は、下記によりお申込みください。

記

1 日 時

第 2 回審議会 令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 3 時 00 分から

第 3 回審議会 令和 8 年 8 月 24 日（月）午前 10 時 00 分から

2 場 所 茨城労働局 2 階会議室（水戸市宮町 1－8－31）

3 議 題（予 定）

（1）第 2 回審議会

- ・関係団体の意見書及び意見陳述について
- ・要請等について
- ・中央最低賃金審議会の審議状況について
- ・令和 8 年度の最低賃金に関する実態調査結果について
- ・茨城県最低賃金専門部会委員の任命について
- ・その他

（2）第 3 回審議会

- ・専門部会報告・金額調査審議
- ・茨城県最低賃金改正について
- ・茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について（諮問）
- ・その他

4 傍聴可能人数 それぞれ若干名（5 名程度）

5 申込要領

- (1) 傍聴を希望する方は、往復はがき又はメールにより、審議会傍聴希望と明記し、審議会の開催日、住所、氏名、電話番号及び所属組合又は会社名をご記入の上お申込みください。(傍聴希望は個人毎に、複数日の場合は希望日毎にお申込みください。)

申込みの締切りは、以下の通りとします。

第2回審議会：令和8年7月29日(水) 午後5時

第3回審議会：令和8年8月19日(水) 午後5時

- (2) 会場の広さには限りがございますので、お申し込みの受付は1団体につき1名までとさせていただきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、会場の収容人数を超える場合には、申込期限前でも傍聴をお断りすることがあります。その場合はその旨連絡いたします。
- (3) 傍聴希望者は、審議会開催時刻の10分前までに会場にお越しください。会場入口で本人確認をさせていただきますので、当日は運転免許証等本人確認ができるものをお持ちください。
- (4) 車椅子の方は、申込書にその旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合はその方のお名前も併せてお書き添えください。
- (5) 傍聴にあたっては、審議の妨げとならないように別添「傍聴にあたっての留意事項」に従ってください。

【申込先】

茨城労働局 労働基準部 賃金室

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31

M a i l : chinginshitsu-ibarakikyoku@mhlw.go.jp

(問合せ先) TEL : 029-224-6216

以上

傍聴にあたっての留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話の電源は、必ず切って傍聴してください。
- 3 会長の許可がなく写真撮影やビデオカメラの使用はできません。
- 4 審議会の内容の録音はできません。
- 5 審議会委員等の言論に対して、発言し又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、飲食等は慎んでください。
- 7 審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除きお止めください。
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用はお止めください。
- 9 銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為等はお止めください。
- 11 会長及び茨城地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、これらの事項をお守りいただけないときは、会長が退場を命ずる場合があります。

茨城地方最低賃金審議会